

## ○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、**その議決の日**（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）**から十日以内に**理由を示してこれを再議に付することができる。

- 2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- 3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- 4～8 （略）



平成29年 3月28日 議決の日

）

平成29年 4月 7日 十日目（再議提出期限）